

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

第4編 使用許諾契約

1-1. 特許(小特許、意匠)のライセンス

特許(小特許、意匠)のライセンスに関する法規定

特許権者の独占的権利：(第36条)

特許権者は、

- ① 物に関する特許権の場合、特許製品を製造、使用、販売、販売のための所持、販売のための申し出、及び輸入する権利。
- ② 方法に関する特許権の場合、特許方法を使用し、また特許方法で製造された物を生産、販売、販売のための申し出、及び輸入する権利。
を有する。

また、上記規定は小特許にも準用される。

意匠特許権者の独占的権利：(第63条)

特許権者は特許権に基づく意匠を使用し、又は販売し、販売のために所持し、販売のための申し出をし、国内に輸入する独占的権利を有する。(但し、教育又は研究の目的のために使用する場合は除く。)

ただし、以下の場合においては、特許権者の排他的権利は認められない。(第36条。小特許にも準用される)

- ① 特許権者の通常利用に反しない場合や特許権者の権利上の利益に損害を与えない限り、教育、分析、実験あるいは研究に利する行為。
- ② 製造者あるいは使用者が善意で当該特許出願日以前に当該生産に従事し、又は当該装置を取得しており、当該出願登録についての知識もなく、あるいはそれ同等の根拠があり、かつ第19条の2に該当しない場合、特許登録した物を生産し、または特許登録した方法を使用する行為。
- ③ 当該医薬品を取り扱う行為を含む職業薬剤師による医師処方箋に基づく医薬調合行為。
- ④ 特許権権利期間後に当該特許医薬品を生産、販売又は輸入することを目的として、当該医薬品の登録申請を行うことに関連した行為。
- ⑤ タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から船舶がタイ国に臨時又は事故により入国する際、当該機材が当該船舶にとって必要である場合、船舶、機械又は船舶周辺機器に関する特許を使用する行為。
- ⑥ タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から航空機、自動車、タイ国に臨時又は事故により入国する際、航空機、自動車の組み立て、操縦又はその他の機材に関して特許発明である機材を使用する行為。
- ⑦ 特許権者が当該製品の製造者又は販売者に同意又は許可を与えた場合、当該特許製品の使用、販売、販売を目的とした所持、販売の申し出、輸入行為。

上記②の特許出願日以前の使用について：

タイ国で、製造に従事し又は装置を取得している善意の製造者又は使用者による、特許出願日以前の

特許製品の製造又は特許方法の使用については、特許権者の権利の侵害にはあたらないと規定されている。

タイ特許法におけるライセンスの規定：

特許法では、特許ライセンス契約の内容に関して、以下の内容が規定されている。(第 45 条より。小特許、意匠にも準用される)

特許権者は、自己の特許権による権利を他人が使用することを許諾することができる。

特許権使用の許諾については、特許権者が公平に欠ける条件を定めたり、競争を制限するような制限を設けたり使用料を定めることは出来ない。

ライセンス登録申請について：(第 41 条)

特許実施許諾契約は、商務省の知的財産局に書面にて登録しなければならない。(申請の項目で詳しく後述)

ライセンスの登録申請内容：

ライセンスを与える上での条件や使用料などが明確に記載されることが必要である。

ライセンス契約を結ぶ上で、特許権者は公平に欠ける条件を定めたり、競争を制限するような使用料を定めることは禁じられている。



特許実施権許諾契約の内容について特許法ではどのように規定されているか：

第 39 条では以下の規定がある。(小特許、意匠にも準用される)

1. 特許権者は、公正な競争を制限したり、影響を与えたりするような条件、制限、使用料（ロイヤルティー）を契約条項として入れてはならない。
2. 特許権者は、特許権消滅後の特許の使用に対し、ライセンシーにロイヤルティーを請求してはならない。



具体的にどのような条件、あるいは制限が公正な競争の制限にあたるのか、については特許法に基づく省令で詳しく定められている。

1979 年特許法に基づく省令 No. 7 (1986 年公布)
1979 年特許法に基づく省令 No. 9 (1986 年公布)
1999 年特許法に基づく省令 No. 25 (1999 年公布)
1999 年特許法に基づく省令 No. 26 (1999 年公布)

不当に競争を制限している可能性がある条件あるいは使用料とは：(省令 No. 25 第 3 項)

- ① ライセンシーが、特許権者、小特許権者、又は特許権者あるいは小特許権者が規定あるいは許可した販売人から、生産に使用するための材料の全て又は一部を手配するよう制限すること。生産に使用する材料に使用料があるか否かを問わない。
ただし、特許あるいは小特許に基づく効果が生産物に生じるようにするためそのように制限する必要性があるか、又はタイ国内で手配することの出来ない材料であるか、計算した使用料が他人から手配出来る同等の品質の材料の値段よりも低いことを証明できる場合は除く。

- ② ライセンシーが、特許権者あるいは小特許権者が規定した販売人から生産に使用するための材料の全てあるいは一部を手配するよう制限すること。ただし、そのように制限しないと生産物が特許あるいは小特許に基づく成果がない原因となるか、又はタイ国内のいずれかの場所から手配することの出来ない材料であると証明できる場合は除く。
- ③ 許可した発明あるいは意匠を使用して生産を行うための個人の雇用に関するライセンシーの条件あるいは権利を制限すること。ただし、生産物に発明あるいは意匠に基づく成果があるようにするためそのように制限する必要性があると証明できる場合は除く。
- ④ ライセンシーの生産した製品の半分以上を特許権者、小特許権者、又は特許権者あるいは小特許権者が規定した者に対して販売するよう制限すること。
- ⑤ 特許権者、小特許権者、又は特許権者あるいは小特許権者が規定した者に対して、ライセンシーが生産した製品のすべてまたは一部の販売における権限を委任するよう制限すること。
- ⑥ ライセンシーが、製品の生産量、販売量を制限するよう規制すること。
- ⑦ ライセンシーが生産した製品を外国に輸出又は販売するよう規制すること。又は、ライセンシーが、生産した製品を外国に輸出又は販売する前に、特許権者あるいは小特許権者から許可を受けなければならないよう規制すること。ただし、ライセンシーが特許又は小特許のライセンス契約をする前に、特許権者又は小特許権者が前述の国の特許権者又は小特許権者であり、かつ第三者に対しその国において特許又は小特許に基づく製品を販売する排他的権利を許可していた場合は除く。
- ⑧ 発明又は意匠の研究、実験、開発に関するライセンシー条件あるいは権利を制限すること。
- ⑨ 許可を受けた発明又は意匠以外の他人の発明又は意匠の使用におけるライセンシーの条件や権利を制限すること。
- ⑩ 特許権者又は小特許権者が生産した製品の販売価格を決定する権限を持つよう規制すること。
- ⑪ 特許又は小特許のライセンス契約の時には、容易に立証することができなかつた瑕疵が有つた場合における、特許権者又は小特許権者の責任に関する例外あるいは制限を規定すること。
- ⑫ 特許権者又は小特許権者が他のライセンシーに対して行なつたライセンス契約で規定した率よりも必要以上に高いかあるいは不公正な率の特許又は小特許のライセンス契約の使用料を規定すること。
- ⑬ 競争に関する法律の妨げとなる条件を規定すること。

不当に競争を制限しているとみなされる条件あるいは使用料とは：（省令 No. 25 第 4 項）

- ① 特許権者又は小特許権者の他の発明又は意匠を使用するようライセンシーに規制し、かつその使用に関する使用料を要求すること。
ただし、特許あるいは小特許に基づく効果が生産物に生じるようにするためそのように規制する必要があるか、又はタイ国内の他のいずれかの場所で探すことのできない発明あるいは意匠であるか、さらに計算した使用料が前述の発明又は意匠から得られる効果と匹敵すると証明することが出来る場合は除く。
- ② 特許権者の特許が第 54 条あるいは第 64 条に基づかない、あるいは小特許権者の小特許が第 65 条の 9 あるいは第 77 条の 8 に基づかない、といった反論をライセンシーが提起することを規制すること。

- ③ ライセンシーが改良した発明又は意匠を公開するよう規制すること、又はライセンシーに対し、利益に見合った使用料を規定せずに特許権者あるいは小特許権者が前述の発明又は意匠の排他的権利者であることを認めさせること。
- ④ 特許又は小特許の期限が切れた後に発明あるいは意匠の使用に関する特許権又は小特許権の使用料をライセンシーが支払うよう規制すること。
- ⑤ 裁判所が判決したことがある、あるいは委員会又は競争に関する法律に基づいて設置された委員会が決定したことがある、競争を不当に制限する条件、権利の制限あるいは使用料をライセンシーに対し強制すること。

1-2. 特許ライセンス契約の登録申請

登録申請方法：（第 41 条及び 1979 年特許法に基づく省令第 26 部[1999 年]）

知的財産局規定の申請フォームとライセンス契約書を特許庁に提出しなければならない。また申請するにあたり、書留で以下のいずれかの役所に郵送することもできる。

- ① 商務省知的財産局
- ② 局長が指定する他の地方商務局事務所

特許権者がタイ国内に住所を有しない場合、特許の申請を代行した代理人が委任状をつけて申請書を提出できる。

ライセンス契約の登録申請に関する審査：

登録官は提出書類と契約書の内容を審査する。この段階で、内容が不適切であったり、書類が不備の場合は、登録官は訂正あるいは追加の書類の提出を求めるか、または当事者あるいは代理人を呼び、幾つかの点の説明を求めることができる。

申請人あるいは代理人は特許庁からの通知を受けた日から 90 日以内に書類の提出をしなければならない。もし従わない場合は、局長が特別に期日の延長を認める以外は、実施許諾の登録の申請は放棄されたものと見なされる。

申請書類が適切かつ十分であり、契約のどの条項や制限も特許法の趣旨に反しないと判断した場合、局長は実施許諾契約の登録を命ずる。

局長が申請書及び添付書類が不適切かつ不十分と判断した場合：

局長は申請を却下する。局長が契約書のいずれかの条項が特許法のライセンス条項および他の規定に抵触すると判断する場合、特許委員会に審査を付託する。

特許委員会の決定：

特許委員会でその契約書がライセンスの規定に違反すると認めたとき、局長はこの契約の両当事者が無効な条項を削除し、局長が契約の有効な部分を許可できる場合を除き、その登録を拒絶しなければならない。

1-3. 特許の強制実施権

特許法には強制実施に関する幾つかの規定がある。強制実施権が行使できる基準は大きく以下の 3 つに分けられる。

A: 特許の不実施の場合（第 46 条）

B: 特許に含まれたクレームの実施が他の特許権を侵害する恐れがある場合で、そのクレームの実施を望む場合（第 47 条）

C: 政府が公衆の利益のため特許を利用する場合（第 51 条）

A: 特許の不実施の場合：(第 46 条)

何人も、特許の付与から 3 年経過後、または出願の日から 4 年後のどちらか遅い時期に、特許権者が以下の行為をしていた場合、特許庁局長に対して強制実施権を申請することができる。

- (1) 正当な理由がないのに、国内で特許製品が製造されていない、あるいは製法特許が使用されていない。
- (2) 正当な理由がないのに、その特許を使った製品が国内で販売されていない、あるいは販売されているとしても法外に高い値段で販売されているか、あるいは一般公衆の需要量を満たしていない。

強制実施権の申請者は、特許権者からライセンスを得るため、妥当な条件及び実施料を提示して努力したにもかかわらず、妥当な時間内に合意に到らなかったということを示さなければならない。

B: 特許に含まれたクレームの実施が他の特許権を侵害する恐れがある場合で、そのクレームの実施を望む場合：(第 47 条)

以下の条件をすべて満たせば、その特許権者は他人の特許の強制実施権を申請できる。

- (1) ライセンスを求める特許発明と比較したとき、そのライセンスを申し出る者の発明が、技術面において重要でかつ進歩性があり、よりよい経済的利益をもたらしていること、かつ
- (2) 当該特許権者はライセンス申請者の特許権を適当な条件下で実施できること、かつ
- (3) ライセンス申請者は当該実施権を他の者に譲渡しないこと、この場合当該譲渡がライセンス申請者の特許権と一緒に譲渡される場合、この限りではない。

この点で、ライセンス申請者は、条件及び適当な使用料を提示し特許権者の特許に基づく権利の使用を申請する努力をしたが適当な期間内に合意に達することができなかった、ということを示さなければならない。

A 及び B の強制実施権の申請に対する審査について：

審査にあたり、担当官は申請者、特許権者、実施権者に対し、当該申請を審査する期日を通知し、特許権者及び実施権者に対し当該申請の複写を送付する。

また、担当官は申請者、特許権者若しくは実施権者を出頭させて陳述を求め、追加の文献若しくは物品を送付させる場合がある。

担当官が審査をし局長が裁定した後、裁定の内容を申請者、特許権者、実施権者に通知する。

局長の裁定に対し不服がある場合、関係当事者は裁定の通知を受けた日から 60 日以内に委員会に不服の申立てをすることができる。

強制実施権を与えることを局長が決定した場合：

局長は使用料、実施条件、特許権者の権利制限及び実施権者について特許権者と実施権者が合意した内容で説明をしなければならない。

局長が提示した期間内に両者が合意しなかった場合、局長は以下の規則に従って

適当と見なされる使用料、条件、制限を決めなければならない。

- (1) ライセンスの範囲と期間については必要以上のものであってはならない。
- (2) 特許権者は、他の実施権者に実施許諾する権利を持つものとする。
- (3) 実施権者はビジネス又は信用を譲渡しない限り、ライセンスを他人に譲渡する権利は持たないものとする。
- (4) 実施許諾は国内の公共の需要に見合う目的を一義的に持つものとする。
- (5) 調整された実施料は環境に応じて適当なものでなければならない。

使用料、実施条件、制限を局長によって調整した後、局長は申請者に対しライセンス証明書を発行する。

ライセンス証明書の発行及びその手続きは省令、規則で定められている。

局長の決定に対して不服がある場合：

決定を受け取った日から 60 日以内に委員会に上訴することができる。

C：政府が公衆の利益のため特許を利用する場合（第 51 条）

政府は以下の場合に限り、強制実施権を行使することができる。

- (1) 公共の消費サービスを実行するため、あるいは国防に重要なもの、あるいは天然資源、環境の獲得及び保全のため、あるいは食品の欠乏を緩和あるいは避けるために、あるいは他の公共目的のために消費、使用するために、省、政府各局はそれ独自で、あるいは他者を介して特許法に基づきいかなる特許権も実施できる。
- (2) 首相は内閣の承認を得て、戦争及び緊急事態の間、国防及び安全保障のためにいかなる発明の実施を命ずる事が出来る。

(1)の場合、政府省、局は、特許権者あるいは実施権者に対し使用料を支払い、また特許権者に対し特許権の使用について遅滞なく書面で通知しなければならない。（A及びBの強制実施権の申請の場合には適用しない。）

(2)の場合、政府は、特許権者に相応の使用料を支払い、特許権の使用について遅滞なく特許権者に通知しなければならない。

もし特許権者がその強制実施権の行使について不服がある場合、その者はその命令を受け取った日から 6 日以内に命令あるいは使用料について裁判所に上訴することができる。

強制実施権により取得したライセンス契約の取り消しについて

強制実施権によって取得したライセンス証明証の撤回を求める申請書を提出する場合：

申請人は、以下に記述する証拠を示さなければならない。

- (1) そのライセンス書の交付が無効となり、かつ再交付はないこと、かつ
- (2) 前述のライセンスの撤回が、ライセンシーの使用権あるいは利益に影響を与えないこと。

提出後の経過：

局長が、特許権あるいは小特許権のライセンスの撤回を決定した場合、担当官は、特許権者、小特許権者、あるいはライセンシーに対し、その旨を遅滞なく通知しなければならない。

1-4. 強制実施権についてのケーススタディ

タイ政府により行われた3品目の特許権についての強制実施権行使について(2007年2月):
(以下、タイ保健省発行の「Facts and Evidences on the 10 Burning Issues “Related to the Government Use of Patents on Three patented essential Drugs in Thailand”」(Issued on February 2007, ISBN 978-974-94594-5-7)より抜粋し引用した。弊所にて和訳)

タイ政府により行われた3品目の薬剤及びタイ保健省の見解は以下のとおりである。

1. Merck Sharp & Dohme 社の Efavirenz 薬剤について

この薬剤は有効な抗エイズ薬剤で、製薬事局が製造した抗エイズ薬剤の Nevirapine という薬剤よりも害の少ない薬剤である。Nevirapine には GPO VIR という成分が入っており、先進国や発展途上国においてこの薬剤を使用してアレルギーを起こす人は全体の20%に上っている。従って、Efavirenz を使用するようになったが、今までタイ国では、患者全員はまずこの GPO VIR を服用しなければならなかった。この薬剤を使用してアレルギーのひどい場合には、価格が2倍以上もする Efavirenz をかわりに使用した。現在、患者の人数はかなり多いが、必要とされる薬剤を使用することは出来ないでいる。疾患統制局局長による政府の権利実施により、Efavirenz の値段は、以前は一月あたり1,300THB だったのが、650THB に下がり、今までの2倍の患者に割り当てることができるようになった。このままこの権利実施を続けることにより、薬剤の価格が下がる傾向と思われる。もし薬剤の価格が今までの価格の20%にまで下がった場合、我々は Efavirenz を新しい患者全員にも割り当てることができ、患者に対して今後 GPO VIR という成分が入った Nevirapine を服用させる危険がなくなる。

2. Abbott Laboratories Limited 社の Clopidogrel 薬剤について

疾患統制局の研究によると、エイズ患者が薬剤を初めて服用すると (GPO VIR もしくは Efavirenz)、最初の段階で薬剤に対する抵抗作用を起こすが、それは薬剤を常時服用しているか、さらにエイズ菌そのものの影響による。エイズ患者が抗エイズ薬剤を最初に服用した1-2年目に薬剤に対する抵抗作用を起こすのが全体の10%であると予想されている。タイ国ではエイズ患者が約50万人いる。従って、短い時期でエイズ薬剤の抵抗作用を防ぐ薬剤を求めている患者が少なくとも5万人いることになる。薬剤の抵抗作用を防ぐ薬剤として重要な薬剤は、Abbott という会社の Lopinavir + Ritronavir (もしくは市場の名称で言うと Kaletra) であり、疾患統制局、健康保健省に対して販売している価格は一月当たり4,000THB もしくは年間では92,000THB である。もし、5万人にこれらを使用すると、必要な予算は年間に36億 THB となる。すなわち政府では、何十万人もいるエイズ患者に対して最初の薬剤を提供しなければならない任務を負っているため、患者全員に十分な予算を確保する道は無い。患者が薬剤をもらえない場合には、まもなくエイズ菌が移ってしまい、最後には死亡する。我々はこのようなエイズにかかってしまった人を、薬剤があるのにもかかわらず、適当な年齢よりも前に死亡させ、見過ごしてしまうことになるのだろうか。その他に、Lopinavir + Ritronavir は国家薬剤リストにも載っている薬剤で、タイ国民全員が得る権利を持っている。

3. ChanofiiSintrabo (Thailand) 社の Lopinavir + Ritronavir 薬剤について

この薬剤は血液の凝固を防ぐ薬剤で、とりわけ心臓の血管が詰まることを防ぐ。従って、心臓の血管が詰まって死亡する病気を防ぐための重要な薬剤である。この薬剤は一粒あたり90THB である。しかし、もしタイ国内もしくはインドなどの外国から輸入した場合には、一粒あたり10パーツを超えない価格である。現在、国家健康保険原則に基づく権利者は、国家薬剤リストに載っているにも関わらずまだこの薬剤を得られていない。なぜなら、病院では十分な予算がないため、アスピリンをその代わりに使用している。ケースによってはその効果は少なく、むしろ副作用が生じることが多い。前述の薬剤に対して政府(健康保健省)が権利実施の公示を行ったことにより、国家健康保険原則に方針に基づく患者の多くが前述の薬剤を使用することができることになった。

以上の3つの薬剤のケースから、健康保健省が権利実施の公示を行ったことは、必ずしも政府の予算が節約されたわけではなく、Clopidogrel のケースで言えば、政府の各医療施設では逆に責務が

増えている。しかし、まだ責務を負える範囲にある。一番重要な目標とは、タイ国民が必要な薬剤を使用して病気治療ができるようになることである。

1-5. 商標のライセンス

タイ商標法では、第5章の第68条から第79条にライセンスについての規定がある。

タイ商標法では、

商標権者は登録された指定商品に関する商標の独占的使用を有する

と定められている。

そこで、

タイ商標法でライセンスはどのように定められているか：

商標法では、ライセンス契約の内容に関して、以下の内容が規定されている。

登録された商標権者は、登録された商標についての物品の全て若しくは一部分を、他人に使用させる契約(以下ライセンス契約と称する)を結ぶことが出来る。

商標のライセンス契約は、書面で、かつ登録官に対して登録されなければならない。

ライセンス契約の申請手続きや使用書類については、以下の省令で細かく規定されている。

1991年商標法に基づく省令第4部(2000年に改定)

2000年知的財産局告示(商標及びサービスマークのライセンス申請について)

1-6. 商標ライセンスの登録申請

商標実施許諾契約は商務省の知的財産局宛に書面にて登録しなければならない。

登録申請方法：

以下の書類を商標登録官に提出する。

(提出すべき書類については2000年知的財産局告示第2項に記載されている)

- (1) 書式 KOR-05 の申請書 1 部
- (2) 商標の所有者及びライセンス申請者の署名のある、商標のライセンス契約書
- (3) ライセンス契約書のコピーで、ライセンス申請者により正しいことが証明されているもの。(契約者双方の署名が必要)
ただし、契約者両者が契約の一部を公開する意思がない場合、契約者双方は商標のライセンスに関わる部分の書類のコピーのみを提出する。さらに、ライセンス契約に関わる説明書(書式 IP-01)も共に提出する。
- (4) 商標のライセンス契約書が外国語で作成されている場合は、翻訳者により正確に訳されたことを示す証明書のあるタイ語翻訳書
- (5) 商標登録証明書あるいは登録更新書
- (6) ライセンシーが個人である場合は、その者の身分証明書あるいは政府により発行されたその他の身分証明書あるいは外国人身分証明書あるいはパスポートのコピー(次の項目7がある場合は除く)

- (7) ライセンス申請者が法人である場合、法律に基づく権限を有する者により証明されたライセンス申請者の会社登記簿で交付日から6ヶ月を超えていないもの。但し、その法人が外国法人である場合は、次の(8)の書類を提出すること。
- (8) ライセンス申請者が代理人を設置した場合には、委任状。但しその委任状には、そのライセンス申請者の住所のある国のタイ国大使館あるいはタイ国領事館の長、あるいはそのライセンス申請者が居住している国に常駐している商務局長、あるいは前述の者の代わりに同様の権限を与えられた者による認証手続きが必要である。
もし、上記の委任行為がタイ国内でなされ、かつ代理人設置者もしくは委任者がタイに住所を有さない場合、その者のパスポートコピーもしくは在留証明書のコピー、もしくはその者が代理人設置時あるいは権限委任時にタイにいたことを登録官に示すことのできるその他の証拠が必要である。
- (9) ライセンス申請者が代理人を設置した場合に、その代理人に関する上記(6)または(7)の書類コピー。

ライセンス契約の登録申請に関する審査：

担当官は、まず上記の申請書類が正しく提出されたかどうかを確認し、(3)の書類を審査した結果、原本と一致して正しいと判断した場合、原本を確認したことを表す内容をその書類のコピーに押印し、ライセンス申請者に商標ライセンス契約書の原本を返却しなければならない。
さらに、担当官はライセンス契約の内容に必要な事項が記載されているかどうかについて検討する。

以下の必要事項はライセンス契約に記載されなければならない：

- (1) 商標権者とライセンス申請者との間において、商標権者が申請人の商品の品質を真に管理することのできるような条件あるいは制限(Quality Control)
- (2) その商標の使用を許可された対象商品の特定
- (3) ライセンス申請者がその商標の排他的使用権者であるか、又は商標権者が他人にその商標の使用を許可していることを示す内容

また、以下のライセンス契約は登録が拒絶される：

公衆に混乱若しくは誤解を生じさせるおそれがあり、又は公序良俗若しくは国策に反している契約

商標のライセンス契約が、公衆に混乱若しくは誤解を生じさせるおそれがなく、かつ公序良俗若しくは国策に反していない、と判断した場合、条件並びに制限を付し、契約を登録するよう命じなければならない。

登録官が拒絶命令を出す場合：

登録官は商標権者とライセンシーに対し、文書によりその旨を速やかに知らせなければならない。また、登録官が、条件若しくは制限を付して申請を登録することを命じるか、又は拒絶することを命じる場合、前述の者にその理由を付して、その旨を知らせなければならない。

登録官の拒絶命令に不服がある場合：

商標権者あるいはライセンシーは、登録官による拒絶通知を受領してから90日以内に、商標委員会に対し審判請求をすることができる。もし、前述の期間内に審判請求をしなかった場合は、登録官の命令を最終とする。

商標委員会の決定を最終決定とする。

ライセンス契約の効力と期間について：

商標法では以下の規定がある。

営業活動でライセンシーがライセンスに基づいて物品に商標を使用することは、商標権者による使用とみなされる。(第70条)

(この結果、使用権を与えられた商標は、使用されたと見なされるため、不使用を理由とする登録取り消しの対象とはならない。)

商標のライセンス契約は、商標登録の取り消しがなされた場合無効となる。(第76条)

(そのライセンス契約に他の規定がない限り)商標権者は、その商標を自分で使用するか、あるいはライセンシー以外の他人にさらに使用許可を与えることができる。(第77条)

(そのライセンス契約に他の規定がない限り)ライセンシーは、その商標が登録されている間、登録されている全ての商品について、国内でその商標を使用することが出来、登録期限を更新した場合も同様に使用できる。(第78条)

(そのライセンス契約に他の規定がない限り)ライセンシーは、第三者に対してそのライセンス契約に基づいた使用権を譲渡したり、他人に再許諾することは出来ない。(第79条)

また、他者による商標侵害があった場合、商標権者のみが侵害者を訴えることができ、ライセンシーは単独で訴えることは出来ない。(ライセンス契約の内容でライセンサーがその行為を許可していた場合は除くが、通常、商標権者のみにその商標の独占的使用権が与えられているため、そのような行為はできない。)

逆に、ライセンシーが他者の商標権を侵害したと訴えられた場合、ライセンシーに侵害の意図があったかどうか、そのライセンサーとのライセンス契約の内容はどのように規定されていたか、問題となっている商標が商標法に基づく登録商標であるか、などが争点となる。従って、場合によってはその商標のライセンサーも責任を問われることになる。

商標ライセンス契約書の項目を変更する場合：

商標権者並びにライセンシーは、元の書類の変更部分を明記し、共同して申請書を提出し、その際以下の書類を添付しなければならない。

- (1) 変更した商標ライセンス契約で、商標権者並びにライセンシーの署名のあるもの
- (2) 登録証明証

商標権者らが書類を提出した後、登録官は、商標ライセンス登録証の項目変更を許可する命令を出した場合、登録簿並びに証明証にその変更部分を記載し、その証明証並びにライセンス契約書を商標権者に返却しなければならない。

商標ライセンスの取り消しを申請する場合について：

A. 商標権者並びにライセンシーが申請する場合の書類は以下の通りである。

商標登録証、
その商標のライセンス契約書、
(契約期限が過ぎたことを理由とする取り消し申請の場合は)その商標のライセンス契約が期限を過ぎたことを示す書類

登録官は、審査の結果、商標のライセンス契約の登録解除命令を出す場合、登録簿、商標登録証明証並びに商標のライセンス契約書にその旨を記録し、その商標の登録証明証並びにライセンス契約書を商標権者に返却しなければならない。

B. また、利害関係人又は登録官が商標委員会に対し、その商標のライセンス契約の登録を取り消

すよう、請求することが出来る場合もある。その条件は以下の通りである。

- 利害関係人又は登録官が、
- (1) ライセンシーによる商標の使用が公衆に混乱若しくは誤解を生じさせ、又は公序良俗や国策に反している、又は、
 - (2) その商標権者が、その商標に使用されている物品の品質を、今後実際に管理することが不可能である、
- ということが示すことができる場合。

Bの場合の申請経過：

- ① 利害関係人が申し出人であった場合、その利害関係人は、その商標のライセンス契約の登録解除を求める理由を示して、登録官に対して申請書を提出しなければならない。登録官は、その申請書を受理した後、その申請書を委員会に対して提案しなければならない。
- ② 登録官が申し出人であった場合、登録官は、その商標のライセンス契約の登録解除を申請する理由を示して、委員会に対して申請書を提出しなければならない。

最終的な登録官の命令あるいは委員会の決定、又はBの場合に基づく委員会の命令、又は裁判所の判決があった場合：

登録官は、その商標権者を召喚してその商標の登録証明証並びにライセンス契約書を提出させ、その解除を登録証明証並びにライセンス契約書に記載し、その商標権者にそれらの書類を返却しなければならない。

1-7. 商標のライセンスについての注意点

1991年商標法が効力を有する前に行われた商標ライセンス契約について登録が必要か：

登録の必要はないが、その契約が1992年2月13日以降に効力を有する場合は除く。(商標法に基づく省令2000年第4部より)

商標ライセンス契約が1年毎に効力を有する場合、各年毎に登録を行わなければならないか：

各年ごとに登録が必要である。(商標法に基づく省令2000年第4部より)

商標ライセンス契約の実施料を決める基準はあるか：

各種産業分野で実施料のレートを設定するような機関はない。また、実施料の限度額を設けた規定もない。従って、実施料の内容は両当事者間の決定に委ねられる。

実施料を送金する場合：

タイ国内から外国に実施料を送金する場合、タイ中央銀行は実施料の上限を規定していないが、国外送金をするときの形式として地場銀行を通じてタイ中央銀行の承認を得ることが義務づけられており、送金額の15%が税法上ライセンス料、例えば、場合に応じて著作権料、商標料として源泉徴収される。

登録商標を使った製品の代理販売契約は登録が必要か：

代理販売契約が商標ライセンス契約の要素を含む場合は、商標ライセンス契約と見なされ、法に従って登録をする必要が出てくる。なぜなら、商標法は、商標権者がライセンシーの製品の品質をコントロールすることを可能にし、それにより消費者を保護しようとするからである。商標法により登録が義務づけられるのは、代理販売契約に従い販売者が製品を輸入しさらにそれを製造する場合である。

サブライセンス契約の場合、商標ライセンス契約またはサブライセンス契約は登録が必要か：

ライセンス契約のなかで、ライセンシーがさらに外部の者に権利を譲渡するかあるいは他人に商標の一時使用を許可することができる、と規定していた場合、権利の譲渡あるいは一時的な使用許可は文書で登録官に対して登録されなければならない。(商標法に基づく省令2000年第4部より)